

証券コード 9254
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表取締役 林 雅 之

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）
 2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター5階
汐留シティセンター5F WORKSTYLING 内 カンファレンスルーム
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
(注)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.lmg.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書
- ④計算書類の個別注記表

3. なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.lmg.co.jp/ir/>）に掲載することにより、修正後の事項をお知らせいたします。

4. ご出席の株主様向けお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

<新型コロナウイルスの感染拡大防止へのご協力のお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場される株主様におかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。なお、株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。

発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、予めご了承ください。

株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合や運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lmg.co.jp/ir/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、以下の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容は以下の通りであります。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                                               |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                            | <p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第15条の削除及び変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号附則第1条ただし書き)に定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役合計4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はやし まさゆき<br>林 雅之<br>(1972年3月6日)   | 2008年11月 株式会社コムニコ 代表取締役(現任)<br>2014年7月 当社 代表取締役(現任)<br>2014年8月 株式会社マーケティングエンジン 代表取締役<br>2014年9月 株式会社コンテンツガレージ(現株式会社ハウズワーク) 代表取締役<br>2016年6月 株式会社24-7 取締役<br>2016年11月 一般社団法人SNSエキスパート協会 理事(現任)<br>2017年3月 合同会社みやびマネージメント設立 代表社員(現任)<br>2018年3月 株式会社ハウズワーク 取締役<br>2018年4月 株式会社24-7 代表取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社24-7 代表取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事 | 72,114株    |
| 2     | はせがわ なおき<br>長谷川 直紀<br>(1982年9月1日) | 2013年4月 株式会社コムニコ 入社<br>2014年10月 株式会社コムニコ 取締役(現任)<br>2018年4月 株式会社24-7 取締役(現任)<br>2018年6月 当社 執行役員 事業統括管掌(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社24-7 取締役                                                                                                                                                                                                             | 25,500株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | う がわ た ろう<br>鵜 川 太 郎<br>(1976年1月14日)   | 2008年11月 株式会社コムニコ 取締役 (現任)<br>2010年7月 株式会社オルトプラス 取締役<br>2014年8月 当社 取締役 (現任)<br>2014年8月 株式会社マーケティングエンジン 取締役<br>2015年1月 ALT PLUS VIETNAM COMPANY<br>LIMITED President<br>2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役<br>2017年9月 株式会社Scopes 取締役<br>2018年3月 株式会社オルトプラス高知 取締役<br>2020年2月 株式会社OneSports 取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社OneSports 取締役                                                                                                                                                                                                                           | 16,525株          |
| 4         | まつ もと こう いち<br>松 本 高 一<br>(1980年3月26日) | 2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役 (現任)<br>2017年9月 当社 取締役 (現任)<br>2017年9月 デジタルデータソリューション株式会社 社<br>外監査役 (現任)<br>2018年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役<br>2018年7月 AKA株式会社 社外監査役 (現任)<br>2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役 (現任)<br>2019年12月 株式会社リチカ 社外監査役 (現任)<br>2019年12月 株式会社SOUSEI Technology 社外監査役<br>2020年4月 株式会社アイデンティティ 社外監査役<br>2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク<br>社外監査役 (現任)<br>2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役 (現任)<br>2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役 (現任)<br>2021年12月 株式会社マイホーム 社外監査役 (現任)<br>2022年2月 株式会社KOLテクノロジーズ 社外取締役<br>(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アッピア 代表取締役<br>株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役 | 3,600株           |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林雅之氏は、株式会社コムニコ、株式会社24-7の代表取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社及び当社グループの経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。
3. 長谷川直紀氏は、株式会社コムニコ、株式会社24-7の取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業当時より、株式会社コムニコの取締役として事業に携わり、当社の主要事業における豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。
4. 鵜川太郎氏は社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘り株式会社オルトプラスの経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
5. 松本高一氏は社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営コンサルティングの経験及び管理業務に対する幅広い知見を有しており、その知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムに対する有益な助言を期待するためであります。
6. 鵜川太郎氏及び松本高一氏の両氏は、現に当社の社外取締役であり、在任年数は本総会終結の時をもって鵜川太郎氏は7年10ヶ月間、松本高一氏は4年9ヶ月間になります。
7. 鵜川太郎氏及び松本高一氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、鵜川太郎氏及び松本高一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、鵜川太郎氏及び松本高一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中で、ワクチン接種の促進や各種の経済施策により、国内外で社会経済活動が回復に向かうことが期待されております。しかしながら、オミクロン株の感染急拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が実施されるなど、新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済活動の動向は、依然として先行きが不透明な状況が続いております。また、ロシアによるウクライナ侵攻もあり、世界的な景気下振れリスクに対する十分な注意は引き続き必要であり、依然として先行きは不透明であります。

当社グループが事業展開を行うインターネット領域においては、「2021年日本の広告費」(株式会社電通)によると、日本の総広告費が6兆7,998億円(前年比110.4%)と新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020年から回復する中で、インターネット広告費は社会の急速なデジタル化を背景に大きく伸長し、2兆7,052億円(前年比121.4%)となり、総広告費におけるインターネット広告費の構成比は39.8%まで拡大しております。

このような状況の下、当社グループでは「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」といった当社グループ独自のソリューションを強みに、企業のマーケティング活動を総合的に支援してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,388,119千円(前期比44.1%増)、営業利益200,329千円(前連結会計年度は35,641千円の損失)、営業外費用として株式交付費5,000千円、株式上場費用6,403千円が発生したことにより経常利益187,309千円(前連結会計年度は24,503千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益91,218千円(前連結会計年度は33,248千円の損失)となりました。

セグメントごとの業績は以下の通りです。

#### (SNSマーケティング事業)

企業のSNSアカウントの戦略策定から開設、運用代行、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までサポートするSNSアカウント運用支援サービス、SNSマーケティングを効率化するSaaS型のSNS運用支援ツールの開発・提供をしております。また、これらのノウハウを活かしてコンテンツ開発をしたSNSエキスパート検定講座の提供をしております。



当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークや自宅での時間が増えたことから、SNS利用時間や接触時間が増加したこと、オフラインでのマーケティングがオンラインにシフトする中で、企業のデジタルマーケティングにおいてもSNSマーケティングの重要性は高まっております。そのため新規運用案件の受注が好調に推移したほか、SaaS型のSNS運用支援ツールも導入件数も拡大し、当社グループの成長を牽引いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高(「セグメント間の内部売上高又は振替高」を含まない外部顧客への売上高(以下同じ))は1,313,274千円(前期比45.5%増)、セグメント利益は515,124千円(前期比99.7%増)となりました。

#### (マーケティングオートメーション事業)

マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しております。当連結会計年度におきましても、Salesforceの運用サポートサービスの拡充と顧客開拓に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は74,845千円(前期比46.6%増)、セグメント損失は6,086千円(前連結会計年度は11,026千円の損失)となりました。

## (2) 資金調達の状況

2021年12月21日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、ブックビルディング方式による売出しにより、総額249,228千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                             | 第 6 期<br>(2020年3月期) | 第 7 期<br>(2021年3月期) | 第 8 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                      | 1,212,759           | 963,636             | 1,388,119                        |
| 経常利益 (△は損失) (千円)                | 139,633             | △24,503             | 187,309                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (△は損失) (千円) | 82,916              | △33,248             | 91,218                           |
| 1 株当たり当期純利益<br>(△は損失) (円)       | 70.19               | △28.15              | 73.42                            |
| 総 資 産 (千円)                      | 780,177             | 782,595             | 1,326,441                        |
| 純 資 産 (千円)                      | 137,000             | 108,299             | 464,444                          |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)              | 109.66              | 81.52               | 318.97                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△は損失) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しております。

2. 当社は、2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループの提供するサービスは、インターネット広告の伸長に伴い重要性が高まっていくと思われ、当社グループの「運用の支援」及び「運用支援ツールの提供」、「教育」を3本柱としたMOSを新規顧客へ提供することで当社グループの競争力を高めることができると考えております。当社グループが今後も成長を続けていくためには、新規顧客の対象となる企業に対して当社の認知を上げていくことが不可欠と考えております。今後も費用対効果を意識し、プロモーション活動を強化してまいります。

### ② 優秀な人材の確保と教育体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社グループの成長において最も重要な経営課題と認識しております。特にマーケティングの実行（オペレーション）を担うマーケティングオペレーション人材の不足を補うため、継続的に採用活動を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めるとともに、社内の教育体制の強化及びオペレーション領域の組織文化形成に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育、育成を進めてまいります。

### ③ グループ経営の強化

当社グループは、各社間の連携強化と業務の内製化の一層の推進及び業務基盤の共通化を進めて、グループ全体の競争力を高め、収益力の向上を図るとともに、自己資本比率を高め、財務体質の改善が重要であると認識しており、キャッシュ・フローの向上及び借入金の圧縮に取り組んでまいります。また、さらなる成長率の向上のために、新たな業務提携やM&Aによる機能拡充、事業の拡大も併せて進めてまいります。

### ④ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置付け、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務諸表の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当連結会計年度末において、当社グループは当社と連結子会社3社により構成されており、SNSマーケティングを中心とした、コンサルティング支援、SaaSプロダクトの開発及び販売を行う「SNSマーケティング事業」、「マーケティングオートメーション事業」を行っております。

## (7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

## (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減数 |
|------|--------------|
| 123名 | 14名増         |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者、退職者を除く。）であり、従業員兼務役員を含みます。  
2. 従業員数には、パート・派遣社員は含まれておりません。

### ② 当社従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 21名  | 40.0歳 | 1.9年   |

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、退職者を除く。）であります。

**(9) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 議決権比率 | 主な事業内容            |
|-------------------|----------|-------|-------------------|
| 株式会社コムニコ          | 11,750千円 | 100%  | SNSマーケティング事業      |
| 株式会社24-7          | 9,000千円  | 100%  | マーケティングオートメーション事業 |
| 一般社団法人SNSエキスパート協会 | —        | —     | SNSマーケティング事業      |

## ③ 特定完全子会社に関する事項

| 名称       | 住所            | 株式の<br>帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額   |
|----------|---------------|-----------------|-----------|
| 株式会社コムニコ | 東京都港区東新橋1-5-2 | 49,149千円        | 162,140千円 |

**(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)**

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 200,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 122,325千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 40,000千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 39,120千円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 18,464千円  |

## 2. 株式の状況

|            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,725,100株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,402,525株 |
| ③ 株 主 数    | 971名       |
| ④ 大 株 主    |            |

| 株 主 名                                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|----------|---------|
| 株式会社日比谷コンピュータシステム                             | 354,400株 | 25.3%   |
| 合同会社みやびマネージメント                                | 342,450  | 24.4    |
| 株式会社SBI証券                                     | 118,000  | 8.4     |
| 林 雅 之                                         | 72,114   | 5.1     |
| 横 山 隆 治                                       | 39,375   | 2.8     |
| 楽天証券株式会社                                      | 33,400   | 2.4     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC) | 30,500   | 2.2     |
| 長谷川 直 紀                                       | 25,500   | 1.8     |
| 柏 木 拳 志                                       | 22,100   | 1.6     |
| 鵜 川 太 郎                                       | 16,525   | 1.2     |

### 3. 新株予約権の状況

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

|                        | 第2回新株予約権                           |
|------------------------|------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2018年5月16日                         |
| 新株予約権の数                | 500個                               |
| 保有人数<br>当社社外取締役        | 2名                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 12,500株<br>(新株予約権1個当たり 25株)   |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 22,225円<br>(1株当たり 889円) |
| 新株予約権等の行使期間            | 2020年5月17日から2028年4月23日             |
| 新株予約権の行使条件             | (注) 1                              |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
  - ii 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。
  - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
2. 2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## ② その他の新株予約権に関する重要な事項

|                        | 第1回新株予約権                           |
|------------------------|------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2017年1月25日                         |
| 新株予約権の数                | 1,470個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 36,750株<br>(新株予約権1個当たり 25株)   |
| 新株予約権の払込金額             | 1個当たり2,000円                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 22,225円<br>(1株当たり 889円) |
| 新株予約権等の行使期間            | 2017年7月1日から2028年6月30日              |
| 新株予約権の行使条件             | (注) 1                              |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- i 新株予約権者は、新株予約権の行使期間の間の事業年度における株主総会において承認された計算書類における当社損益計算書（連結計算書類を作成している場合は、連結損益計算書）において、営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額が一度でも2億円を超過している場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。
  - ii 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認めた場合はこの限りでない。
  - iii 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。
  - iv 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - v 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - vi 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社の取締役会の決議により、当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
2. 2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。



## 4. 会社役員 の 状況

## (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                   |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 林 雅 之   | 株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社24-7 代表取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事                       |
| 取締役      | 鷓 川 太 郎 | 株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社OneSports 取締役                                              |
| 取締役      | 松 本 高 一 | 株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アッピア 代表取締役<br>株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役                |
| 常勤監査役    | 佐々山 英 一 | 株式会社コムニコ 監査役<br>株式会社24-7 監査役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 監事<br>ピープルエナジージャパン株式会社 社外取締役 |
| 監査役      | 小 田 香 織 | 株式会社KaizenPlatform 常勤監査役<br>株式会社グッドコムアセット 社外取締役<br>株式会社プレイシंक 社外監査役            |
| 監査役      | 今 井 智 一 | 今井関口法律事務所 代表弁護士<br>株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役<br>株式会社ウィルシャーコーポレーション 取締役            |

- (注) 1. 取締役鷓川太郎、取締役松本高一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々山英一、監査役小田香織、監査役今井智一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小田香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役今井智一氏は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と社外取締役の鷓川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、小田香織及び今井智一の3氏は、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 社外取締役の鷓川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、小田香織及び今井智一の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約内容の概要

当社は、保険会社との間で当社並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、その保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |      |                  |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|------|------------------|-------|-----------------------|
|                  |                    | 固定報酬               | 株式報酬 | 業績連動<br>報酬等      | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 47,388<br>(14,388) | 40,908<br>(11,508) | —    | 6,480<br>(2,880) | —     | 3<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 19,080<br>(19,080) | 18,000<br>(18,000) | —    | 1,080<br>(1,080) | —     | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 66,468<br>(33,468) | 58,908<br>(29,508) | —    | 7,560<br>(3,960) | —     | 6<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は3名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。
4. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して、業績連動報酬等として現金賞与を支給しております。  
業績連動報酬の算定方法は、連結営業利益等を基本指標として各対象取締役の役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役の貢献度を加味して支給しております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は200,329千円（前事業年度比+235,970千円）となりました。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役）に一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役）は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その使命及び地位は以下の通りです。

代表取締役 林 雅之

取締役会の議長（代表取締役）に本権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役）が最も適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役鶴川太郎氏は、株式会社OneSportsの取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役松本高一氏は、株式会社アンビグラム及び株式会社アッピアの代表取締役、株式会社フューチャーリンクネットワークの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐々山英一氏は、ビークルエナジージャパン株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小田香織氏は、公認会計士であり、株式会社KaizenPlatformの常勤監査役、株式会社グッドコムアセットの社外取締役、株式会社プレイシンの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今井智一氏は、弁護士であり、今井関口法律事務所の代表弁護士、株式会社フィネスコンサルティングの代表取締役、株式会社ウィルシャーコーポレーションの取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 役職名 | 氏 名     | 活動状況                                                                                                                                                       |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鷓 川 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                        |
| 取締役 | 松 本 高 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。管理業務への幅広い知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                 |
| 監査役 | 佐々山 英 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席いたしました。常勤監査役としての業務執行、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。    |
| 監査役 | 小 田 香 織 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 今 井 智 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。   |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額          | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務施行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は三優監査法人に対して、新規上場申請にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針を制定しております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

**(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- ② 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会のもと組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。

**(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

**(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しています。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知する。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

- ① 取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。
- ② 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

**(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- ② 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ③ 当社グループの内部監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施又は統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

**(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

**(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行っていない。

### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ② 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

### **(10) 反社会的勢力の排除に関する体制**

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

## **7. 剰余金の配当等に関する方針**

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,283,013	I 流動負債	693,296
現金及び預金	863,913	買掛金	102,007
受取手形	4,921	短期借入金	200,000
売掛金	368,982	1年内返済予定の長期借入金	51,209
未収還付法人税等	7,955	未払金	163,077
その他	37,299	未払法人税等	81,659
貸倒引当金	△59	未払消費税等	69,466
II 固定資産	43,428	契約負債	12,886
1. 有形固定資産	1,026	その他	12,990
建物	579	II 固定負債	168,700
工具、器具及び備品	447	長期借入金	168,700
2. 無形固定資産	5,787	負債合計	861,996
のれん	4,556	純資産の部	
ソフトウェア	1,230	I 株主資本	447,366
3. 投資その他の資産	36,614	1. 資本金	266,687
繰延税金資産	31,015	2. 資本剰余金	241,237
その他	5,599	3. 利益剰余金	△60,558
		II 新株予約権	2,940
		III 非支配株主持分	14,138
		純資産合計	464,444
資産合計	1,326,441	負債及び純資産合計	1,326,441

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,388,119
売上原価		579,276
売上総利益		808,843
販売費及び一般管理費		608,513
営業利益		200,329
営業外収益		
受取利息	9	
印税収入	1,076	
講演料等収入	1,313	
その他	315	2,715
営業外費用		
支払利息	4,174	
株式交付費	5,000	
株式上場費用	6,403	
その他	157	15,734
経常利益		187,309
特別損失		
固定資産除却損	847	847
税金等調整前当期純利益		186,462
法人税、住民税及び事業税	82,597	
法人税等調整額	7,572	90,169
当期純利益		96,292
非支配株主に帰属する当期純利益		5,073
親会社株主に帰属する当期純利益		91,218

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	92,593	I 流動負債	48,955
現金及び預金	73,221	未払金	43,719
営業未収金	60	未払消費税等	834
未収還付法人税等	7,955	預り金	4,401
前払費用	6,636		
その他	4,719	負債合計	48,955
II 固定資産	69,547	純資産の部	
1. 有形固定資産	0	I 株主資本	110,245
工具、器具及び備品	0	1. 資本金	266,687
2. 投資その他の資産	69,547	2. 資本剰余金	257,336
関係会社株式	49,149	資本準備金	257,336
敷金	1,320	3. 利益剰余金	△413,778
関係会社長期貸付金	100,000	その他利益剰余金	△413,778
繰延税金資産	16,481	繰越利益剰余金	△413,778
その他	50	II 新株予約権	2,940
貸倒引当金	△97,452	純資産合計	113,185
資産合計	162,140	負債及び純資産合計	162,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		283,298
営 業 費 用		315,195
営 業 損 失		31,897
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	65	
講 演 料 等 収 入	30	
そ の 他	1	97
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,184	
株 式 交 付 費	5,000	
株 式 上 場 費 用	6,403	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	97,452	110,040
経 常 損 失		141,840
特 別 利 益		
関係会社事業損失引当金戻入額	90,320	90,320
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	580	580
税 引 前 当 期 純 損 失		52,099
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	265	
法 人 税 等 調 整 額	6,882	7,147
当 期 純 損 失		59,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 亘 人
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 村 啓 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査担当部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適性な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社ラパブルマーケティンググループ

常勤監査役 佐々山 英 一 ㊟

監 査 役 小 田 香 織 ㊟

監 査 役 今 井 智 一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

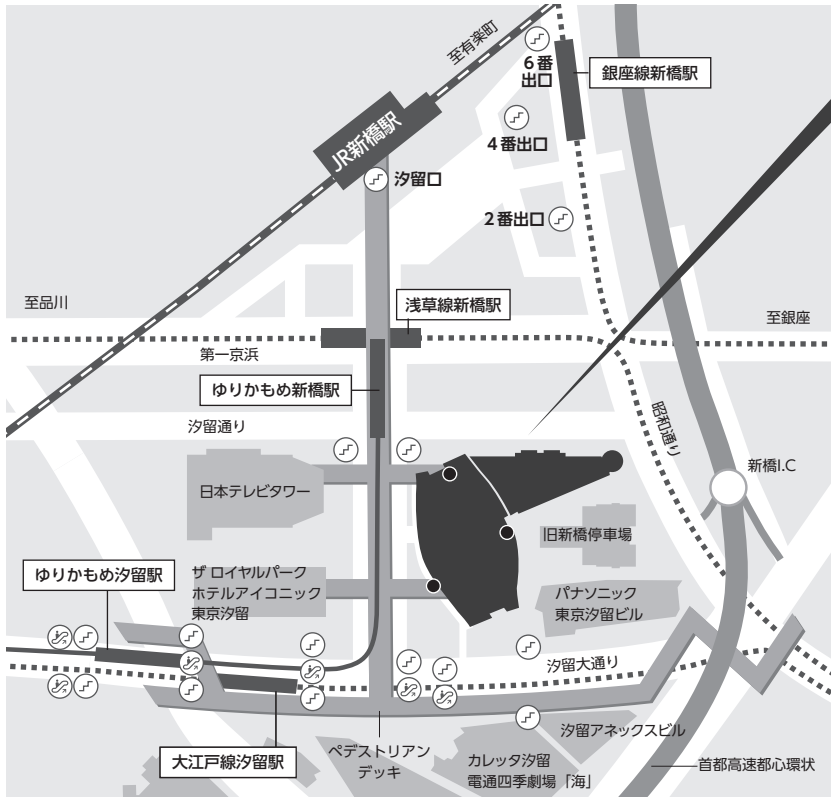
2022年6月29日（水曜日）午前10時

会場

東京都港区東新橋1-5-2

汐留シティセンター5F WORKSTYLING 内 カンファレンスルーム

電話 03-5568-8472



汐留シティセンター

交通

JR「新橋駅」

汐留口（地下1階）より徒歩3分

東京メトロ銀座線「新橋駅」

2番出口より徒歩3分

都営地下鉄浅草線「新橋駅」

汐留方面出口（地下1階）より徒歩2分

都営地下鉄大江戸線「汐留駅」

JR・ゆりかもめ新橋駅方面出口（地下2階）
より徒歩1分

新交通ゆりかもめ

「新橋駅」1D出口より徒歩1分

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。